

# ファクシミリ通信網サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月1日現在

～2021年11月30日

2021年12月1日～

(令和3年7月1日現在)	(令和3年12月1日現在)
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第12章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第12章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>
<p>附 則 (令和3年6月15日 APS1サ第00794789号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 料金表第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)2-4(電話リレーサービス料)の2-4-1(第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの)、2-4-2(第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの)及び2-4-3(特定番号着信機能に係るもの)の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が令和3年6月30日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。</p> <p>4 <u>当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、本附則5に掲げるG3サービス(無鳴動着信に係るものに限り、)及びG4サービスについても適用します。</u></p> <p>5 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているG3サービス(無鳴動着信に係るものに限り、)及びG4サービスに関する料金、付加機能の提供その他取扱いについては、なお従前のおりとします。</u></p> <p>6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</p> <p>7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。</p>	<p>附 則 (令和3年6月15日 APS1サ第00794789号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 料金表第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)2-4(電話リレーサービス料)の2-4-1(第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの)、2-4-2(第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの)及び2-4-3(特定番号着信機能に係るもの)の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が令和3年6月30日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。</p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</p> <p>7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。</p>
	<p>附 則 (令和3年11月25日 APS1サ第00851447号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 <u>この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>APS1サ第00794789号(令和3年6月15日)の附則4及び5を、令和3年12月1日をもって削除します。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。</u></p>